

官報

号外 昭和三十四年七月三日

第三十二回 衆議院會議録 第七号(その一)

昭和三十四年七月三日(金曜日)

議事日程 第七号

昭和三十四年七月三日

午前十時開議

第一 行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員会審査省略要求案件)

第二 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員会審査省略要求案件)

第三 皇室経済會議予備議員の選挙

第四 裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

第五 中央青少年問題協議會委員の選挙

第六 国土総合開発審議會委員の選挙

第七 九州地方開発審議會委員の選挙

第八 台風常襲地帯対策審議會委員の選挙

第九 首都圏整備審議會委員の選挙

第十 日本ユネスコ国内委員会委員の選挙

第十一 飼料需給安定審議會委員の選挙

第十二 海岸砂地地帯農業振興対策審議會委員の選挙

第十三 渥田単作地域農業改良促進対策審議會委員の選挙

第十四 畑地農業改良促進対策審議會委員の選挙

第十五 積雪寒冷単作地帯振興対策審議會委員の選挙

第十六 国立近代美術館評議員会評議員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

第十七 米価審議會委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

第十八 海外移住審議會委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

第十九 蚕糸業振興審議會委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

諸 願

一 吉井簡易裁判所移転改築促進に関する諸願(荒木萬壽夫君紹介)(第四九号)

二 占領軍による被害補償促進に関する諸願(早稻田柳右エ門君紹介)(第九八号)

三 鹿屋市に国民金融公庫支所設置に関する諸願(二階堂進君紹介)(第六六号)

四 高等学校の授業における生徒の編成及び教職員配置の基準法制化に関する諸願(加藤常太郎君紹介)(第四二二号)

五 同(阿部五郎君紹介)(第五二二号)

六 吉井局の電話自動化に関する諸願(荒木萬壽夫君紹介)(第二二二号)

七 同下、日浦及び井ノ岡部落に農村電話架設の諸願(森本靖君紹介)(第三七号)

八 入田部落上組に農村電話架設の諸願(森本靖君紹介)(第三八号)

九 長嶺に無集配特定郵便局設置に関する諸願(山本猛夫君紹介)(第一〇〇号)

一〇 西春郵便局の普通加入区域拡張に関する諸願(早稻田柳右エ門君紹介)(第一〇一号)

一一 小牧電信電話局新設に伴う加入区域に関する諸願(早稻田柳右エ門君紹介)(第一〇二号)

○本日の会議に付した案件

日程第一 行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員会審査省略要求案件)

日程第二 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員会審査省略要求案件)

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)

日程第三 皇室経済會議予備議員の選挙

日程第四 裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

裁判官訴追委員及び同予備員の選挙

日程第五 中央青少年問題協議會委員の選挙

日程第六 国土総合開発審議會委員の選挙

日程第七 九州地方開発審議會委員の選挙

日程第八 台風常襲地帯対策審議會委員の選挙

日程第九 首都圏整備審議會委員の選挙

日程第十 日本ユネスコ国内委員会委員の選挙

日程第十一 飼料需給安定審議會委員の選挙

日程第十二 海岸砂地地帯農業振興対策審議會委員の選挙

日程第十三 渥田単作地域農業改良促進対策審議會委員の選挙

日程第十四 畑地農業改良促進対策審議會委員の選挙

日程第十五 積雪寒冷単作地帯振興対策審議會委員の選挙

日程第十六 国立近代美術館評議員会評議員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

日程第十七 米価審議會委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

日程第十八 海外移住審議會委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

日程第十九 蚕糸業振興審議會委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

諸 願

吉井簡易裁判所移転改築促進に関する諸願外十諸願

召集旧軍人恩給の加算制復元に関する諸願外七十六諸願

内閣委員会外十五常任委員会、公職選挙法改正に関する調査特別委員会、科学技術振興対策特別委員会及び国土総合開発特別委員会における閉会中審査の件(議長発議)

昭和三十四年七月三日 衆議院會議録第七号(その二) 行政機關職員定員法等の一部を改正する法律案外一案

午後一時四十八分開議
○議長(加藤謙五郎君) これより會議を開きます。
日程第一 行政機關職員定員法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
(委員会審査省略要求案件)

日程第二 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)
(委員会審査省略要求案件)
○議長(加藤謙五郎君) 日程第一及び第二は、内閣より委員会の審査省略の申し出があります。
両案は、委員会の審査を省略し、一括して議題とするに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。
日程第一、行政機關職員定員法等の一部を改正する法律案、日程第二、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

行政機關職員定員法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和三十四年七月二日
内閣總理大臣 岸 信介
行政機關職員定員法等の一部を改正する法律

(行政機關職員定員法の一部改正)
正)
第一条 行政機關職員定員法(昭和二十四年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第二条 第一項の表を次のように改める。

行政機關の区分			定員	備考
総理府	本府	公正取引委員会 国家公安委員会 警察庁 国家消防本部 土地調整委員会 首都圏整備委員会 宮内庁 行政管理庁 北海道開発庁 自治庁 防衛庁 本庁 調達庁 経済企画庁 科学技術庁	二、六六五人 二三八人 七、六七二人 一、一八八人 一八八人 四二二人 九七二人 一、六一七人 五、八四二人 二七〇人 一人 一人 二、八二一人 四三六人 八六八人	うち九九九人は、警察官とする。
	計		二二、五七九人	
法務省	本省	司法試験管理委員会 公安審査委員会 公安調査庁	四三、三四〇人 一人 一、六五〇人	うち一〇、五九三人は、検察庁の職員とする。
	計		四五、〇〇〇人	
外務省	本省		一、九八九人	
	本省		二一、三四四人	

大蔵省		国税庁	計	五〇、四六六人
文部省	本省	文化財保護委員会	六六、七八〇人 四二八人	うち六五、一〇七人は、国立学校の職員とする。
	計		六七、二〇八人	
厚生省	本省		四五、四二六人	
農林省	本省	食糧庁 林野庁 水産庁	二六、七九九人 二七、八七九人 二七、六一〇人 一、五五九人	
	計		八三、八四七人	
通商産業省	本省	特許庁 中小企業庁	一一、〇一九人 九六五人 一三六人	
	計		一二、一八〇人	
運輸省	本省	船舶労働委員会 捕鯊審査再審査委員会 海上保安庁 海難審判庁 気象庁	一一、四一六人 五四人 五人 一〇、八九〇人 一九七人 五、三六二人	
	計		二七、九二四人	
郵政省	本省		二六七、五一八人	

労働省	本省	
	中央労働委員会	公共企業体等労働委員会
計	二二、五九二人 八五人	一二八人
建設省	本省	
	計	
計	二一、八〇五人 一八、〇二八人	六八七、二五四人

(法制局設置法の一部改正)

第二条 法制局設置法(昭和二十七年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第六条中「五十七人」を「五十八人」に改める。

(憲法調査会法の一部改正)

第三条 憲法調査会法(昭和三十一年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「十二人」を「十三人」に改める。

(国防会議の構成等に関する法律の一部改正)

第四条 国防会議の構成等に関する法律(昭和三十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第六項中「十三人」を「十四人」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(暫定定員)

第二条 改正後の行政機関職員定員法(以下「新法」という。)第二条第一項の規定にかかわらず、

理由

昭和三十四年度における事業予定計画に即応して各行政機関の定員規模の適正化を図るため、各行政機関の職員の定員を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

右 国会に提出する。

昭和三十四年七月二日

内閣総理大臣 岸 信介

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「一万九千九百一人」を

「一万九千九百三十四人」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

裁判所における定員外職員の処遇の改善を図るため、二箇月以内の期間を定めて雇用される者の定数の一部を裁判官以外の裁判所の職員の員数に組み入れる必要がある。これ

次の表の上欄に掲げる各行政機関においては、それぞれ、同表中欄に掲げる日までの間の職員の定員は、同表下欄に掲げる員数を新法第二条第一項に規定する定員に加えたものとする。

調 達 庁	昭和三十四年七月三十一日	三三〇人
	昭和三十四年九月三十日	二八〇人
	昭和三十五年二月二十九日	一八五人
大蔵省 本省	昭和三十四年九月三十日	二人
厚生省 本省	昭和三十四年十一月十五日	一〇六人
	昭和三十五年五月十五日	八〇人
農林省 本省	昭和三十四年九月三十日	一〇〇人
通商産業省 本省	昭和三十四年九月三十日	二人

(行政機関職員定員法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十項の表厚生省の項中

昭和三十四年五月十五日

一五〇人

昭和三十四年五月十五日

一五〇人

昭和三十四年十一月十五日

二六人

昭和三十五年五月十五日

八〇人

に改める。

が、この法律案を提出する理由である。

○議長(加藤謙五郎君) 順次、趣旨を明を許します。

國務大臣益谷秀次君。

〔國務大臣益谷秀次君登壇〕

○國務大臣(益谷秀次君) ただいま議題となりました行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案の提案理由について御説明いたします。

今回提案いたしました行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案は、昭和三十四年度における各行政機関の事業予定計画に即応して必要やむを得ない事務の増加に伴う所要の増員と、業務の縮小等に伴う余剰定員の縮減とを行いますとともに、各行政機関及び内閣機関の定員配置の適正化を行うため、定員外職員の定員化を行うこととするものであります。

昭和三十四年七月三日 衆議院會議録第七号(その一) 行政機關職員定員法等の一部を改正する法律案外一案 衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案 五八

次に、法律案の内容について御説明申し上げます。

まず第一に、行政機關職員定員法の一部改正の部分について申し上げますと、今回の改正によりまして、第二条

第一項の表における各行政機關の職員定員の合計六十七万四千四百四十四人に対しまして、昭和三十四年度事業予定計画に伴う増五千四百九十三人及び定員外職員の定員化に伴う増七千六百十七人で、結局一万三千百十人を増加いたしました。合計六十八万七千二百五十四人となりました。

事業予定計画に伴う増員のおもものとしたしましては、科学技術庁付属の研究所の整備拡充等に伴うもの二百三十七人、国立大学の学年進行、学部の増設等に伴うもの六百二十六人、郵便取扱業務量の増加に伴うもの二千五十五人、電気通信施設の拡張に伴うもの千九百七十七人、道路事業の増加に伴う増三百八十人等がありますが、いずれも業務の増加、拡張に伴う必要やむを得ないものであります。

なお、事業計画に伴う減員のおもなものとしたしましては、郵政省の電信電話業務を日本電信電話公社の直轄に移管することに伴うもの五百八十七人、調達庁の行なっております駐留軍施設等の提供、業務の減少によるもの三百二十人等があります。

第二に、法制局設置法の一部改正の部分、憲法調査会法の一部改正の部分

及び国防会議の構成等に関する法律の一部改正の部分は、いずれも各行政機關の定員外職員の定員化に即応して、これらの内閣機關の定員外職員の定員化を行うこととするものであります。

次に、この改正法律は公布の日から施行することとしたしております。

以上が、この改正法律案のおもな内容であります。

なお、行政機關職員定員法の一部を改正する法律案は第三十一回国会において御審議願ったところでありまして、その後の情勢の変化に伴い不要となつた増員分二十四人を削減することにも、第三十一回国会における御審議の趣旨を尊重いたしまして、事業予定計画に伴う増減と、あわせて各行政機關及び内閣機關の定員外職員の定員化を行うこととした次第であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) 法務大臣井野碩哉君。

〔國務大臣井野碩哉君登壇〕

○國務大臣(井野碩哉君) ただいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を説明いたします。

この法律案の要点は、裁判所における定員外職員の処遇の改善をはかるため、二カ月以内の期間を定めて雇用さ

れる定員外の常勤職員の定数の一部を裁判所職員定員法による裁判所の職員の員数に組み入れることとあります。

従来、裁判所におきましては、二カ月以内の期間を定めまして雇用される定員外の常勤職員が相当数勤務しているものであります。これらの職員のうちには、雇用期間更新の結果、すでに相当長期間にわたって恒常的に職務に従事している者があり、また、その従事する職務の内容その他の点におきまして定員内の職員との間に大差を認めたいものがあるにかかりませす、これらはすべて裁判所職員定員法による定員の外に置かれていたのであります。よつて、この法律案は、行政機關職員定員法の一部を改正する法律案に対応いたしまして、裁判所においても定員外職員の定数の一部を裁判所職員定員法による裁判所の職員の員数に組み入れるため、裁判官以外の裁判所の職員の員数を三十三人増加しようとするものであります。

以上が本法律案の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○議長(加藤謙五郎君) 両案を一括して採決いたします。両案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は可決いたしました。

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)

○松澤雄藏君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、議院運営委員長提出、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(加藤謙五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を議題といたします。

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

右の議案を提出する。

昭和三十四年七月三日

提出者 議院運営委員長 荒船清十郎

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

衆議院事務局職員定員規程(昭和

三十三三年三月二十八日議決)の一部を次のように改正する。

第一条中「千四百二十三人」を「千四百三十四人」に改める。

附則

この規程は、昭和三十四年七月三日から施行する。ただし、改正後の衆議院事務局職員定員規程第一条の規定にかかわらず、同条に規定する定員は、同年十二月三十一日までの間は、千四百二十七人とする。

○議長(加藤謙五郎君) 提出者の趣旨を説明いたします。議院運営委員長三和精一君。

〔三和精一君登壇〕

○三和精一君 ただいま議題となりました衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案について、提案の趣旨を御説明申し上げます。

行政機關職員定員法の改正に準じ、事務局の常勤勤務職員のうち四人を定員化し、また、新たに来年一月一日から尾崎記念会館要員として七人を増員しようとするものであります。

本案は議院運営委員会において起案、提出したものでありますから、何とぞ御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○議長(加藤謙五郎君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

衆議院事務局職員定員規程(昭和

三十三三年三月二十八日議決)の一部を次のように改正する。

第一条中「千四百二十三人」を「千四百三十四人」に改める。

附則

この規程は、昭和三十四年七月三日から施行する。ただし、改正後の衆議院事務局職員定員規程第一条の規定にかかわらず、同条に規定する定員は、同年十二月三十一日までの間は、千四百二十七人とする。

○議長(加藤謙五郎君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

衆議院事務局職員定員規程(昭和

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

日程第三 皇室經濟會議予備議員の選挙

○議長(加藤鐵五郎君) 日程第三、皇室經濟會議予備議員の選挙を行います。

○松澤雄藏君 皇室經濟會議予備議員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられ、その職務を行う順序については議長において定められんことを望みます。

○議長(加藤鐵五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、皇室經濟會議予備議員に星島二郎君を指名いたします。

なお、その職務を行う順序は第一順位といたします。

日程第四 裁判官訴訟委員及び同予備員辞任の件

○議長(加藤鐵五郎君) 日程第四につきお諮りいたします。

裁判官訴訟委員濱地文平君及び高橋英吉君から、訴訟委員を辞職いたしましたとの申し出があります。また、裁判官訴訟委員の予備員丹羽喬四郎君か

ら、予備員を辞職いたしたいとの申し出があります。

右申し出をそれぞれ許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、許可するに決しました。

裁判官訴訟委員及び同予備員の選挙

○議長(加藤鐵五郎君) つきましては、この際、裁判官訴訟委員及び同予備員の選挙を行います。

○松澤雄藏君 裁判官訴訟委員及び同予備員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられ、予備員の職務を行う順序については議長において定められんことを望みます。

○議長(加藤鐵五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、裁判官訴訟委員に松永東君及び高橋順一君を指名いたします。また、裁判官訴訟委員の予備員に押谷富三君を指名いたします。

なお、その職務を行う順序は第二順位といたします。

日程第五 中央青少年問題協議会委員の選挙

○議長(加藤鐵五郎君) 日程第五、中央青少年問題協議会委員の選挙を行います。

○松澤雄藏君 中央青少年問題協議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(加藤鐵五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(加藤鐵五郎君) 日程第六、国土総合開発審議会委員の選挙を行います。

○松澤雄藏君 国土総合開発審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(加藤鐵五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、中央青少年問題協議会委員に三田村武夫君及び長谷川峻君を指名いたします。

○議長(加藤鐵五郎君) 日程第六、国土総合開発審議会委員の選挙を行います。

○松澤雄藏君 国土総合開発審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(加藤鐵五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、国土総合開発審議会委員に南好雄君及び上林山榮吉君を指名いたします。

○議長(加藤鐵五郎君) 日程第七、九州地方開発審議会委員の選挙を行います。

○松澤雄藏君 九州地方開発審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(加藤鐵五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(加藤鐵五郎君) 日程第七、九州地方開発審議会委員の選挙を行います。

○松澤雄藏君 九州地方開発審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(加藤鐵五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、九州地方開発審議会委員に中島茂喜君を指名いたします。

○議長(加藤鐵五郎君) 日程第八、台風常襲地帯対策審議会委員の選挙を行います。

○松澤雄藏君 台風常襲地帯対策審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(加藤鐵五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、台風常襲地帯対策審議会委員に二階堂進君を指名いたします。

○議長(加藤鐵五郎君) 日程第九、首都圏整備審議会委員の選挙を行います。

○松澤雄藏君 首都圏整備審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(加藤鐵五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(加藤鐵五郎君) 日程第九、首都圏整備審議会委員の選挙を行います。

○松澤雄藏君 首都圏整備審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(加藤鐵五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、首都圏整備審議会委員に小泉純也君及び細田義安君を指名いたします。

○議長(加藤鐵五郎君) 日程第十、日本ユネスコ国内委員会委員の選挙を行います。

○松澤雄藏君 日本ユネスコ国内委員会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(加藤鐵五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、日本ユネスコ国内委員会委員に二階堂進君を指名いたします。

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、日本ユネスコ国内委員会委員に秋田大助君を指名いたします。

日程第十一 飼料供給安定審議会委員の選挙

○議長(加藤謙五郎君) 日程第十一、飼料供給安定審議会委員の選挙を行います。

○松澤雄蔵君 飼料供給安定審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(加藤謙五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、飼料供給安定審議会委員に大石武一君、野原正勝君、丹羽兵助君、山田長司君及び小澤貞幸君を指名いたします。

日程第十二 海岸砂地地帯農業振興対策審議会委員の選挙

○議長(加藤謙五郎君) 日程第十二、海岸砂地地帯農業振興対策審議会委員の選挙を行います。

○松澤雄蔵君 海岸砂地地帯農業振興対策審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(加藤謙五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、海岸砂地地帯農業振興対策審議会委員に古井喜實君、倉成正君、高橋清一郎君、中村英男君及び石山權作君を指名いたします。

日程第十三 渾田単作地域農業改良促進対策審議会委員の選挙

○議長(加藤謙五郎君) 日程第十三、渾田単作地域農業改良促進対策審議会委員の選挙を行います。

○松澤雄蔵君 渾田単作地域農業改良促進対策審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(加藤謙五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、渾田単作地域農業改良促進対策審議会委員に橋本登美三郎君、山口六郎次君、木倉和一郎君、阿部五郎君及び小川豊明君を指名いたします。

日程第十四 畑地農業改良促進対策審議会委員の選挙

○議長(加藤謙五郎君) 日程第十四、畑地農業改良促進対策審議会委員の選挙を行います。

畑地農業改良促進対策審議会委員の選挙を行います。

○松澤雄蔵君 畑地農業改良促進対策審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(加藤謙五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、畑地農業改良促進対策審議会委員に、加藤高蔵君、久野忠治君、南條徳男君、神田大作君及び足鹿覺君を指名いたします。

日程第十五 積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員の選挙

○議長(加藤謙五郎君) 日程第十五、積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員の選挙を行います。

○松澤雄蔵君 積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(加藤謙五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員に黒金泰美君、坂田英一君、柳谷清三郎君、石田有全君及び西村力弥君を指名いたします。

右申し出の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よって、その通り決しました。

日程第十六 国立近代美術館評議員会評議員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

○議長(加藤謙五郎君) 日程第十六につきお諮りいたします。

内閣から、国立近代美術館評議員会評議員に本院議員北村徳太郎君、同佐藤觀次郎君及び参議院議員林屋亀次郎君を任命するため、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たいとの申し出があります。

右申し出の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よって、その通り決しました。

日程第十七 米価審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

○議長(加藤謙五郎君) 日程第十七につきお諮りいたします。

内閣から、米価審議会委員に本院議員始岡伊平君を任命するため、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たいとの申し出があります。

右申し出の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よって、その通り決しました。

右申し出の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よって、その通り決しました。

日程第十八 海外移住審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

○議長(加藤謙五郎君) 日程第十八につきお諮りいたします。

内閣から、海外移住審議会委員に本院議員石坂繁君を任命するため、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たいとの申し出があります。

右申し出の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よって、その通り決しました。

日程第十九 養蚕業振興審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

○議長(加藤謙五郎君) 日程第十九につきお諮りいたします。

内閣から、養蚕業振興審議会委員に本院議員天野光晴君、同鴨田宗一君、同栗原俊夫君、同長谷川四郎君、同松平忠久君、参議院議員木内四郎君、同

清澤俊英君及び同最上英子君を任命する
ため、国会法第三十九条但書の規定
により本院の議決を得たいとの申し出
があります。

右申し出の通り決するに御異議あり
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと
認めます。よって、その通り決しまし
た。

○議長(加藤鐵五郎君) この際、暫時
休憩いたします。

午後二時九分休憩

午後五時六分開議

○議長(加藤鐵五郎君) 休憩前に引き
続き会議を開きます。

請願日程 吉井簡易裁判所移転改
築促進に関する請願外十請願

召集旧軍人恩給の加算制復元に關
する請願外七十六請願

○松澤雄藏君 議事日程追加の緊急動
議を提出いたします。すなわち、この
際、請願日程十一件とともに、本日委
員会の審査を終了した召集旧軍人恩給
の加算制復元に關する請願外七十六件
を追加して一括議題となし、その審議
を進められんことを望みます。

請願日程追加の分

召集旧軍人恩給の加算制復元に關する
請願(前尾繁三郎君紹介)(第一号)

昭和三十四年七月三日 衆議院會議録第七号(その一) 吉井簡易裁判所移転改築促進に關する請願外八十七請願

同(逢澤寛君紹介)(第二号)

同(前尾繁三郎君紹介)(第六三三)

文官恩給調整に關する請願外二件

(中井一夫君紹介)(第三号)

旧軍人恩給是正に關する請願(飯塚

定輔君紹介)(第二二二)

飛出しナイフ禁止に關する請願(加

藤勲十君紹介)(第五五六)

鹿屋市の国有提供施設等所在市町村

助成交付金増額に關する請願(二階

堂進君紹介)(第六四四)

大隅地区の国有資産等所在市町村交

付金増額に關する請願(二階堂進君

紹介)(第六五五)

ソ連による捕漁船第六幸漁丸乗組

員の帰還等に關する請願(淺沼稻次

郎君紹介)(第六六)

在日朝鮮人帰國に關する請願(菊川

君子君紹介)(第二三三)

薬事法の一部改正に關する請願(重

政誠之君紹介)(第八八)

同(中川俊思君紹介)(第九九)

同(永山忠則君紹介)(第一〇〇)

同(藤尾弘吉君紹介)(第一一一)

同(松本俊一君紹介)(第一二二)

同(村上勇君紹介)(第一三三)

同(内海清吉君紹介)(第一四四)

同(大原亨君紹介)(第一五五)

同(加藤常太郎君紹介)(第一六六)

同(近市子君紹介)(第七七)

する請願(上林山榮吉君紹介)(第一

五五)

黒糖の価格安定等に關する請願(上

林山榮吉君紹介)(第一六六)

同(保岡武久君紹介)(第一七七)

漁業権等補償紛争の処理に關する請

願(竹山祐太郎君紹介)(第一四四)

鹿屋市に国立亞熱帯植物試験場設置

に關する請願(二階堂進君紹介)(第

七〇号)

昭和三十四年産生産者米麦価に關す

る請願(芳賀實君紹介)(第一一一

号)

四徳川の引水事業調査に關する請願

(吉川久衛君紹介)(第一一二)

国鉄貨物運賃に關する請願(小林綱

治君外一名紹介)(第一四四)

失業駐留要員のタクシー事業認可

促進に關する請願(岡崎英城君紹介

(第一八八)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第一九〇)

同(淺沼稻次郎君紹介)(第一六六)

同(片山哲君紹介)(第二七〇)

同(神近市子君紹介)(第二八八)

同(木下哲君紹介)(第二九〇)

同(河野密君紹介)(第三〇〇)

同(田中幾三郎君紹介)(第三一一)

同(堂森芳夫君紹介)(第三二二)

同(中井徳次郎君紹介)(第三三三)

同(中崎敏君紹介)(第三四四)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

同(河上丈太郎君紹介)(第六〇〇)

昭和三十四年七月三日 衆議院會議録第七号(その一) 各委員会における閉会中審査の件

六二

都城市、鹿屋市及び指宿市南府県道の二級国道指定に関する請願(二階堂進君紹介)(第七五号)

堀切地区の橋梁拡張に関する請願(山口好一君紹介)(第七六号)

○議長(加藤謙五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

吉井簡易裁判所移転改築促進に関する請願外八十七請願を一括して議題といたします。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○議長(加藤謙五郎君) 各請願は委員長の報告を省略して採択するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

内閣委員会外十五常任委員会、公職選挙法改正に関する調査特別委員会、科学技術振興対策特別委員会及び国土総合開発特別委員会における閉会中審査の件

(議長発議)

○議長(加藤謙五郎君) お諮りいたします。

内閣委員会外十五常任委員会、公職選挙法改正に関する調査特別委員会、科学技術振興対策特別委員会及び国土総合開発特別委員会から、ただいま朗読いたします各案件につき閉会中審査いたしたいとの申し出があります。参事をして案件を朗読いたさせます。

〔参事朗読〕

内閣委員会

一、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(石橋政嗣君外二十二名提出、第三十一回国会衆議院第六十九号)

二、行政機構並びにその運営に関する件

三、恩給及び法制一般に関する件

四、国の防衛に関する件

五、公務員の制度及び給与に関する件

六、栄典制度調査並びに栄典法案起草に関する件

地方行政委員会

一、地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(中井徳次郎君外十名提出、第三十一回国会衆議院第五号)

二、地方自治に関する件

三、地方財政に関する件

四、警察及び消防に関する件

法務委員会

一、裁判所の司法行政に関する件

二、法務行政及び檢察行政に関する件

三、国内治安及び人権擁護に関する件

四、最高裁判所の機構改革(上訴制度を含む)に関する件

五、外国人の出入国に関する件

六、交通犯罪に関する件

七、青少年犯罪に関する件

八、充善防止法の施行に関する件

外務委員会

一、国際情勢に関する件

大蔵委員会

一、昭和三十四年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(芳賀貢君外二十七名提出、衆議院第一号)

二、所得税法の一部を改正する法律案(佐藤観次郎君外十二名提出、第三十一回国会衆議院第六号)

三、所得税法の一部を改正する法律案(平岡忠次郎君外六名提出、第三十一回国会衆議院第五九号)

四、厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十一回国会衆議院第一六七号)

五、税制に関する件

六、金融に関する件

七、外国為替に関する件

八、国有財産に関する件

九、専売事業に関する件

一〇、印刷事業に関する件

一一、造幣事業に関する件

一二、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する件

文教委員会

一、日本学校安全会法案(内閣提出、第三十一回国会衆議院第二一号)

二、国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律案(山崎始男君外三名提出、第三十一回国会衆議院第四号)

三、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(白井莊一君外七名提出、第三十一回国会衆議院第四九号)

四、市町村立学校職員給与負担法等の一部を改正する法律案(辻原弘市君外三名提出、第三十一回国会衆議院第五二号)

五、教育、学術、文化及び宗教に関する件

社会労働委員会

一、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(勝岡田清一君外十四名提出、第三十一回国会衆議院第七号)

二、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(勝岡田清一君外十四名提出、第三十二回国会衆議院第八号)

三、失業保険金の給付日数に関する臨時措置法案(多賀谷眞稔君

外十三名提出、第三十一回国会衆議院第九号)

四、クリートニング業法の一部を改正する法律案(大石武一君外九名提出、第三十一回国会衆議院第五七号)

五、健康保険法、労働者災害補償保険法、失業保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案(多賀谷眞稔君外十三名提出、第三十一回国会衆議院第六一号)

六、政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律案(五島虎雄君外十三名提出、第三十一回国会衆議院第六二号)

七、職業訓練法の一部を改正する法律案(五島虎雄君外十三名提出、第三十一回国会衆議院第六五号)

八、船員保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十一回国会衆議院第一六八号)

九、医療法の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十一回国会衆議院第一八三号)

一〇、厚生関係及び労働関係の基本施策に関する件

一一、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件

一、労働関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

農林水産委員会

一、農家負債整理資金融通特別措置法案（芳賀貢君外十名提出、第三十一回国会衆法第二号）

二、飼料需給安定法の一部を改正する法律案（芳賀貢君外十三名提出、第三十一回国会衆法第四号）

三、農産物価格安定法の一部を改正する法律案（芳賀貢君外十三名提出、第三十一回国会衆法第四二号）

四、水産改良助長法案（赤路友蔵君外十七名提出、第三十一回国会衆法第四五号）

五、漁業協同組合整備特別措置法案（赤路友蔵君外十七名提出、第三十一回国会衆法第四六号）

六、てん菜生産振興臨時措置法の一部を改正する法律案（芳賀貢君外二十名提出、第三十一回国会衆法第四七号）

七、蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案（栗原俊夫君外十六名提出、第三十一回国会衆法第五五号）

八、養鶏振興法案（内閣提出、第三十一回国会衆法第一八五号）

九、農林水産物の振興に関する件

一〇、農林水産物に関する件

一一、農林水産業団体に関する件

一二、農林水産金融に関する件

農林漁業災害に関する件

一、通商産業の基本施策に関する件

二、経済総合計画に関する件

三、電気及びガスに関する件

四、鉄鋼業、化学工業、機械工業その他一般鉄工業に関する件

五、繊維産業に関する件

六、通商に関する件

七、中小企業に関する件

八、特許に関する件

九、私的独占禁止及び公正取引に関する件

一〇、飯業と一般公益との調整等に関する件

建設委員会

一、国土計画に関する件

二、都市計画に関する件

三、災害対策に関する件

四、道路、河川及び住宅に関する件

五、港湾に関する件

六、海上保安に関する件

七、観光に関する件

八、気象に関する件

九、気象に関する件

一〇、気象に関する件

七、昭和三十一年度物品増減及び現在額総計算書

八、歳入歳出の実況に関する件

九、国有財産の増減及び現況に関する件

一〇、政府関係機関の経理に関する件

一、国会法等改正に関する件

二、議長よりの諮問事項

三、その他議院運営委員会の所管に属する事項

懲罰委員会

一、懲罰制度に関する件

公職選挙法改正に関する調査特別委員会

一、公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出、第三十一回国会衆法第一八号）

二、公職選挙法の一部を改正する法律案（島上善五郎君外六名提出、第三十一回国会衆法第一八号）

三、政治資金規正法の一部を改正する法律案（島上善五郎君外六名提出、第三十一回国会衆法第一九号）

四、公職選挙法改正に関する件

科学技術振興特別委員会

一、科学技術振興対策に関する件

国土総合開発特別委員会

一、東北開発促進法の一部を改正する法律案（日野吉夫君外二十三名提出、第三十一回国会衆法第六四号）

二、臨海地域開発促進法案（川島正次郎君外三名提出、第三十一回国会衆法第六七号）

三、国土総合開発に関する件

○議長（加藤健五郎君） 各委員会において、ただいまの案件につき閉会中審査するに御異議ありませんか。

○議長（加藤健五郎君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○議長（加藤健五郎君） 諸君、第三十二回国会は、本日をもって終了いたします。（拍手）

今国会は、参議院議員の通常選挙後に召集された初めての臨時会であり、会期もきわめて短期間であります。諸君は、内外の当面する重要問題について、質疑あるいは質問をもって議論を重ねられ、また、行政機関職員定員法の改正案外一件を議了し、よく所期の成果をおさめられたことは、御同慶の至りにたえません。（拍手）

ここに、諸君連日の御精励に対し深く感謝の意を表するとともに、国事多端の折柄、切に諸君の御自愛を祈つてやみません。（拍手）

六三

昭和三十四年七月三日 衆議院會議録第七号(その一) 朗読を省略した報告

○議長(加藤鐵五郎君) これにて散会いたします。

午後五時十七分散会

出席國務大臣

内閣總理大臣 岸 信介君
法務大臣 井野 碩哉君
大蔵大臣 佐藤 榮作君
文部大臣 松田竹千代君
厚生大臣 渡邊 良夫君
農林大臣 福田 遼夫君
通商産業大臣 池田 勇人君
運輸大臣 榎橋 渡君
建設大臣 村上 勇君
國務大臣 石原幹市郎君
國務大臣 益谷 秀次君
出席政府委員

内閣官房長官 椎名悦三郎君
総理府事務長官 福田 篤泰君

○朗読を省略した報告

(議決通知)

一、去る一日本院は首都圈整備委員会委員に金子源一郎君、次田大三郎君、工藤昭四郎君及び島田孝一君を任命したことについて承認した旨内閣に通知した。
一、去る一日本院は中央更生保護審査会委員に久保田万太郎君を任命したことについて承認した旨内閣に通知した。
一、去る一日本院は日本電信電話公社経営委員会委員に井上富三君及び古

野伊之助君を任命したことについて承認した旨内閣に通知した。

一、去る一日本院は旧軍港市固有財産処理審議会委員に荒井誠一郎君、田中治彦君、千金良三郎君、中村建城君及び渡邊武次郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る一日本院は公安審査委員会委員に戸塚九一郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る一日本院は国家公安委員会委員に安井英二君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る一日本院は公正取引委員会委員長に佐藤基君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る一日本院は衆議院議員足立篤郎君、同重政誠之君、同永井勝次郎君、同三宅正一君及び参議院議員河野謙三君が肥料審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

一、今三日本院は皇室經濟會議予備議員益谷秀次君辞任につきその補欠として星島二郎君を選任し、同君の職務を行う順序は第一順位と決定した旨内閣に通知した。

一、今三日鈴木事務総長から福井裁判官訴訟委員会委員長及び河野参議院事務総長宛、本院は裁判官訴訟委員会及び同予備員を次の通り補欠選任し、且つ予備員の職務を行う順序は頭書の通り指定した旨通知した。

裁判官訴訟委員

松永 東君(濱地文平君の補欠)

同 高橋 順一君(高橋英吉君の補欠)

同 予備員 第二 押谷 富三君(丹羽喬四郎君の補欠)

一、今三日本院は衆議院議員北村徳太郎君、同佐藤觀次郎君及び参議院議員林屋龜次郎君が国立近代美術館評議員会評議員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

一、今三日本院は衆議院議員始岡伊平君が米価審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

一、今三日本院は衆議院議員石坂繁君が海外移住審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

一、今三日本院は衆議院議員天野光晴君、同鴨田宗一君、同栗原俊夫君、同長谷川四郎君、同松平忠久君、参議院議員木内四郎君、同清澤俊英君及び同最上英子君が任命したので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得た旨の要求書を受領した。

(政府委員承認)

一、去る一日加藤議長は岸内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

(要求書受領)

一、去る一日、内閣から、国立近代美術館評議員会評議員に本院議員北村徳太郎君、同佐藤觀次郎君及び参議院議員林屋龜次郎君を任命したいので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、昨日、内閣から、米価審議会委員に本院議員始岡伊平君を任命したので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、昨日、内閣から、海外移住審議会委員に本院議員石坂繁君を任命したので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、昨日、内閣から、米価審議会委員に本院議員天野光晴君、同鴨田宗一君、同栗原俊夫君、同長谷川四郎君、同松平忠久君、参議院議員木内四郎君、同清澤俊英君及び同最上英子君を任命したので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

(政府委員承認)

一、去る一日加藤議長は岸内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

行政官 新井 京太
政務次官 大森 玉木
北海道開発 政務次官 丹羽喬四郎
自治政務次官 小幡 治和
防衛政務次官 岡部 得三
経済企画 政務次官 横山 フク
科学技術 政務次官 中村 寅太
法務政務次官 小林 樹治
外務政務次官

大蔵政務次官 奥村又十郎
同 前田佳都男
文部政務次官 宮澤 喜一
厚生政務次官 内藤 隆
農林政務次官 小枝 一雄
同 大野 市郎
通商産業 政務次官 内田 常雄
同 原田 憲
運輸政務次官 前田 郁
労働政務次官 赤澤 正道
建設政務次官 大沢 雄一
郵政政務次官 佐藤虎次郎

(政府委員完全通知受領)

一、岸内閣総理大臣から加藤議長宛、去る一日議長において承認した新井京太外十八名(佐藤虎次郎を除く)を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、岸内閣総理大臣から加藤議長宛、去る一日議長において承認した佐藤虎次郎を昨日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(指名通知)

一、今三日本院は中央青少年問題協議会委員に衆議院議員三田村武夫君及び同長谷川峻君を指名した旨内閣に通知した。

一、今三日本院は国土総合開発審議会委員に衆議院議員南好雄君及び同上山林山榮吉君を指名した旨内閣に通知した。

一、今三日本院は九州地方開発審議会委員に衆議院議員中島茂喜君を指名した旨内閣に通知した。

一、今三日本院は台風常襲地帯対策審議会委員に衆議院議員二階堂進君を指名した旨内閣に通知した。

一、今三日本院は首都圏整備審議会委員に衆議院議員小泉純也君及び同細田義安君を指名した旨内閣に通知した。

一、今三日本院は日本ユネスコ国内委員会委員に衆議院議員秋田大助君を指名した旨内閣に通知した。

一、今三日本院は飼料供給安定審議会委員に衆議院議員大石武一君、同野原正勝君、同丹羽兵助君、同山田長司君及び同小澤貞孝君を指名した旨内閣に通知した。

一、今三日本院は海岸砂地帯農業振興対策審議会委員に衆議院議員古井喜實君、同倉成正君、同高橋清一郎君、同中村英男君及び同石山權作君を指名した旨内閣に通知した。

一、今三日本院は渾田単作地域農業改良促進対策審議会委員に衆議院議員橋本登美三郎君、同山口六郎次君、同木倉和一郎君、同阿部五郎君及び同小川豊明君を指名した旨内閣に通知した。

一、今三日本院は畑地農業改良促進対策審議会委員に衆議院議員加藤高蔵君、同久野忠治君、同南條徳男君、

同神田大作君及び同足鹿覺君を指名した旨内閣に通知した。

一、今三日本院は積雪寒冷単作地帯振興対策審議会委員に衆議院議員黒金泰美君、同坂田英一君、同柳谷清三郎君、同石田有全君及び同西村力弥君を指名した旨内閣に通知した。

(委員推薦通知)
一、今三日、議長は、社会保障制度審議会委員に次の議員を推薦し、その旨内閣に通知した。

山下 春江君 藤本 捨助君
八木 一男君

一、今三日、議長は、地方制度調査会委員に次の議員を推薦し、その旨内閣に通知した。

荒木萬壽夫君 櫻内 義雄君
床次 徳二君 中垣 國男君
古井 喜實君 龜山 幸一君
門司 亮君 北山 愛郎君
中井徳次郎君 加賀田 進君

(応召議員)

一、昨二日召集に応じた議員は次の通りである。

兵庫第一区選出 五島 虎雄君
(理事補欠選任)

一、去る一日議院運営委員長において、次の通り理事の補欠を指名した。

理事 佐々木盛雄君(理事大倉三郎君去る一日委員辞任につきその補欠)

理事 長谷川 峻君(理事荒船清十郎君去る六月三十日委員長就任につきその補欠)

一、昨二日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

法務委員会
理事 小島 徹三君(理事村瀬宣親君昨二日理事辞任につきその補欠)

文教委員会
理事 白井 莊一君(理事加藤精三君昨二日理事辞任につきその補欠)

理事 簡牛 九夫君(理事永山忠則君去る六月三十日委員辭任につきその補欠)

理事 高見 三郎君(理事鈴木正吾君去る六月三十日委員辭任につきその補欠)

理事 辻原 弘市君(理事西村力弥君昨二日理事辞任につきその補欠)

農林水産委員会
理事 田口長治郎君(理事吉川久衛君去る六月三十日理事辭任につきその補欠)

理事 永田 亮一君(理事助川良平君去る六月十五日委員辭任につきその補欠)

理事 日野 吉夫君(理事芳賀貢君昨二日理事辞任につきその補欠)

通信委員会
理事 淺香 忠雄君(理事栗山博君昨二日理事辞任につきその補欠)

理事 早稲田柳右エ門君(理事上林山榮吉君昨二日理事辞任につきその補欠)

建設委員会
理事 井原 岸高君(理事佐藤虎次郎君去る六月三十日委員辭任につきその補欠)

理事 堀川 恭平君(理事瀬戸山三男君去る六月三十日委員辭任につきその補欠)

予算委員会
理事 上林山榮吉君(理事小川半次君去る六月三十日委員辭任につきその補欠)

理事 北澤 直吉君(理事植木庚子郎君去る六月三十日委員辭任につきその補欠)

理事 櫻内 義雄君(理事重政誠之君昨二日委員辭任につきその補欠)

一、今三日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 辻 寛一君(理事平井義一君去る六月三十日委員辭任につきその補欠)

地方行政委員会
理事 飯塚 定輔君(理事丹羽喬四郎君去る六月三十日委員辭任につきその補欠)

理事 田中 榮一君(理事龜山幸一君今三日理事辞任につきその補欠)

大蔵委員会
理事 山中 貞則君(理事押谷富三君今三日理事辞任につきその補欠)

商工委員会
理事 長谷川四郎君(理事中村幸八君去る六月三十日委員長就任につきその補欠)

運輸委員会
理事 生田 宏一君(理事長谷川健君今三日理事辞任につきその補欠)

理事 川野 芳満君(理事簡牛九夫君昨二日委員辭任につきその補欠)

理事 關谷 勝利君(理事堀内一雄君今三日委員辭任につきその補欠)

決算委員会
理事 押谷 富三君(理事山本猛夫君今三日委員辭任につきその補欠)

昭和三十四年七月三日 衆議院會議録第七号(その一) 朗読を省略した報告

理事 田中 彰治君(理事鈴木正吾君去る六月三十日委員長就任につきその補欠) 理事 高橋 禎一君(理事高橋英吉君今三日委員辞任につきその補欠) (常任委員辞任) 一、去る一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。	内閣委員 平塚常次郎君 社会労働委員 山田 彌一君 運輸委員 辻 寛一君 予算委員 西村 英一君 決算委員 倉石 忠雄君 松田 鐵藏君 大倉 三郎君 議院運営委員 一、昨二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。	内閣委員 田中 龍夫君 地方行政委員 天野 光晴君 法務委員 三宅 正一君 今澄 勇君 三木 武夫君 文教委員 園田 直君 寺島隆太郎君 社会労働委員 農林水産委員 二階堂 進君 山下 春江君 農工委員 坂田 英一君 中川 俊思君 運輸委員 簡牛 九夫君 通信委員 正力松太郎君	予算委員 重政 誠之君 石村 英雄君 三宅 正一君 今澄 勇君 森島 守人君 決算委員 齋藤 邦吉君 福永 健司君 議院運営委員 福永 健司君 下平 正一君 大西 正道君 國田 直君 憲剛委員 淺沼稻次郎君 石村 英雄君 一、今三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。	内閣委員 小金 義照君 外務委員 藤枝 泉介君 大蔵委員 廣瀬 勝邦君 栗林 三郎君 吉田 茂君 栗林 三郎君 農林水産委員 栗林 三郎君 西村 関一君 田中 龍夫君 廣瀬 勝邦君 堀内 一雄君 運輸委員 田中 龍夫君 堀内 一雄君 建設委員 田中 龍夫君 村瀬 宜親君 田中 龍夫君 兒玉 末男君 西村 関一君 予算委員 久野 忠治君 堤 康次郎君 久野 忠治君 堤 康次郎君 決算委員 園田 直君 高橋 英吉君 中島 茂喜君 山本 猛夫君 憲剛委員 石橋 湛山君 堤 康次郎君
吉田 茂君 久野 忠治君 小倉 義照君 藤枝 泉介君 (常任委員補欠選任) 一、去る一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	内閣委員 辻 寛一君 社会労働委員 倉石 忠雄君 運輸委員 山田 彌一君 倉石 忠雄君 予算委員 倉石 忠雄君 決算委員 平塚常次郎君 大倉 三郎君 天野 光晴君 議院運営委員 一、昨二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	内閣委員 正力松太郎君 中川 俊思君 三田村武夫君 地方行政委員 三田村武夫君 法務委員 今澄 勇君 三宅 正一君 簡牛 九夫君 文教委員 今澄 勇君 三宅 正一君 社会労働委員 重政 誠之君 山下 春江君 農林水産委員 金子 岩三君 天野 光晴君 農工委員 田中 龍夫君 田中 龍夫君 三木 武夫君 寺島隆太郎君 運輸委員 田中 龍夫君 三木 武夫君 通信委員 田中 龍夫君 寺島隆太郎君 予算委員 田中 龍夫君 三木 武夫君 憲剛委員 園田 直君 高橋 英吉君 中島 茂喜君 山本 猛夫君 石村 英雄君 堤 康次郎君	決算委員 福永 健司君 國田 直君 大西 正道君 下平 正一君 福永 健司君 石村 英雄君 淺沼稻次郎君 一、今三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	内閣委員 石橋 湛山君 小金 義照君 國田 直君 外務委員 藤枝 泉介君 大蔵委員 廣瀬 勝邦君 栗林 三郎君 吉田 茂君 栗林 三郎君 農林水産委員 栗林 三郎君 西村 関一君 田中 龍夫君 廣瀬 勝邦君 堀内 一雄君 運輸委員 田中 龍夫君 堀内 一雄君 建設委員 田中 龍夫君 村瀬 宜親君 田中 龍夫君 兒玉 末男君 西村 関一君 予算委員 久野 忠治君 堤 康次郎君 久野 忠治君 堤 康次郎君 決算委員 園田 直君 高橋 英吉君 中島 茂喜君 山本 猛夫君 石村 英雄君 堤 康次郎君
(特別委員長互選) 一、去る一日特別委員会において、委員長互選の結果、次の通り当選した。 公職選挙法改正に関する調査特別委員長 高橋 英吉君 科学技術振興対策特別委員長 村瀬 宜親君 国土総合開発特別委員長 寺島隆太郎君	(理事互選) 一、去る一日特別委員会において、理事互選の結果、次の通り当選した。 公職選挙法改正に関する調査特別委員会 加藤 高藏君 鍛冶 良作君 高橋 禎一君 古川 丈吉君 南 好雄君 島上善五郎君 矢尾喜三郎君 山下 榮二君 科学技術振興対策特別委員会 小坂善太郎君 西村 英一君 平野 三郎君 保科善四郎君 前田 正男君 岡 良一君 阿本 隆一君 原 茂君 国土総合開発特別委員会 志賀健次郎君 丹羽 兵助君 濱田 幸雄君 松田 鐵藏君 豆 四郎君 足鹿 覺君 竹谷源太郎君 館 俊三君	理事 加藤 高藏君 鍛冶 良作君 高橋 禎一君 古川 丈吉君 南 好雄君 島上善五郎君 矢尾喜三郎君 山下 榮二君 科学技術振興対策特別委員会 小坂善太郎君 西村 英一君 平野 三郎君 保科善四郎君 前田 正男君 岡 良一君 阿本 隆一君 原 茂君 国土総合開発特別委員会 志賀健次郎君 丹羽 兵助君 濱田 幸雄君 松田 鐵藏君 豆 四郎君 足鹿 覺君 竹谷源太郎君 館 俊三君	理事 加藤 高藏君 鍛冶 良作君 高橋 禎一君 古川 丈吉君 南 好雄君 島上善五郎君 矢尾喜三郎君 山下 榮二君 科学技術振興対策特別委員会 小坂善太郎君 西村 英一君 平野 三郎君 保科善四郎君 前田 正男君 岡 良一君 阿本 隆一君 原 茂君 国土総合開発特別委員会 志賀健次郎君 丹羽 兵助君 濱田 幸雄君 松田 鐵藏君 豆 四郎君 足鹿 覺君 竹谷源太郎君 館 俊三君	理事 加藤 高藏君 鍛冶 良作君 高橋 禎一君 古川 丈吉君 南 好雄君 島上善五郎君 矢尾喜三郎君 山下 榮二君 科学技術振興対策特別委員会 小坂善太郎君 西村 英一君 平野 三郎君 保科善四郎君 前田 正男君 岡 良一君 阿本 隆一君 原 茂君 国土総合開発特別委員会 志賀健次郎君 丹羽 兵助君 濱田 幸雄君 松田 鐵藏君 豆 四郎君 足鹿 覺君 竹谷源太郎君 館 俊三君

(理事補欠選任)
一、今三日国土総合開発特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 島村 一郎君(理事志賀健次郎君今三日理事辞任につきその補欠)

理事 二階堂 進君(理事巨四郎君今三日理事辞任につきその補欠)

その補欠

理事 野田 武夫君(理事丹羽兵助君今三日理事辞任につきその補欠)

(特別委員辞任)

一、去る一日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
科学技術振興対策特別委員 佐々木盛雄君

一、昨日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
国土総合開発特別委員 鹿野 彦吉君 田邊 國男君 橋本 正之君 林 唯義君 福家 俊一君 本名 武君

一、今三日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

国土総合開発特別委員 石山 龍作君 西村 関一君 (特別委員補欠選任)

一、去る一日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
科学技術振興対策特別委員 小金 義昭君

一、昨日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
国土総合開発特別委員 橋本登美三郎君 野田 武夫君 二階堂 進君 島村 一郎君 小泉 純也君 田中 榮一君

一、今三日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
国土総合開発特別委員 廣瀬 勝邦君 田中織之進君

(議案提出)

一、昨日内閣から提出した議案は次の通りである。

行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

一、今三日委員長から提出した議案は次の通りである。
衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)

(委員会審査省略要求書受領)

一、昨日内閣から次の要求書を受領した。
委員会の審査省略要求書
行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右二案は、委員会の審査を省略されたい。

昭和三十四年七月二日

内閣総理大臣 岸 信介

衆議院議長加藤謙五郎殿

(議案付託)

一、去る一日委員会に付託された第三十一回国会提出の議案は次の通りである。
公職選挙法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外六名提出、第三十一回国会衆法第一八号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外六名提出、第三十一回国会衆法第一九号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十一回国会衆法第一八号)

公職選挙法改正に関する調査特別委員会

一、今三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

一、今三日参議院において、次の内閣提出案は次の通りである。
行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

(議案送付)

一、今三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

一、今三日参議院において、次の内閣提出案は次の通りである。
行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、今三日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨日いづれもこれを承認した。
国政調査承認要求書

(調査要求承認)

一、調査事項
地方自治、地方財政、警察及び消防に関する事項

二、調査の目的
地方行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するための対策樹立

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によつて国会に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和三十四年七月二日
地方行政 濱地 文平
委員長 衆議院議長加藤謙五郎殿

一、調査事項
税制に関する事項、金融に関する事項、外国為替に関する事項、国有財産に関する事項、専売事業に関する事項、印刷事業に関する事項、造幣事業に関する事項、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する事項

国政調査承認要求書

一、調査事項
税制に関する事項、金融に関する事項、外国為替に関する事項、国有財産に関する事項、専売事業に関する事項、印刷事業に関する事項、造幣事業に関する事項、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する事項

二、調査の目的
税制改正、金融政策確立、外国為替管理、国有財産の管理、専売印刷造幣各事業の運営及び補助金等の予算執行を適正ならしめるため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和三十四年七月二日
大蔵委員長 植木庚子郎
衆議院議長加藤謙五郎殿

一、調査事項
国政調査承認要求書

二、調査事項
学校教育に関する事項

三、調査事項
社会教育に関する事項

三、教育制度に関する事項

六七

昭和三十四年七月三日 衆議院會議録第七号(その一) 朗読を省略した報告

四、學術研究及び宗教に関する事項

五、文化財保護に関する事項

二、調査の目的

文教行政の実情を調査し、その対策を樹立し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和三十四年七月二日

文教委員長 大平 正芳

衆議院議長加藤謙五郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、農林水産業の振興に関する事項

二、農林水産物に関する事項

三、農林水産業団体に関する事項

四、農林水産金融に関する事項

五、農林漁業災害に関する事項

二、調査の目的

農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため

三、調査の方法

三、調査の方法

関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和三十四年七月二日

農林水産委員長 吉川 久衛

衆議院議長加藤謙五郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、郵政事業に関する事項

二、郵政監察に関する事項

三、電気通信に関する事項

四、電波監理及び放送に関する事項

二、調査の目的

郵政事業、郵政監察及び郵政省所管行政事務の改善を図るため

三、調査の方法

関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和三十四年七月二日

通信委員長 佐藤洋之助

衆議院議長加藤謙五郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国土計画、地方計画、都市計画、住宅、建築、道路、河川及び災害対策に関する事項

二、調査の目的

建設行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国土計画、地方計画、都市計画、住宅、建築、道路、河川及び災害対策に関する事項

二、調査の目的

建設行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和三十四年七月二日

建設委員長 羽田武副郎

衆議院議長加藤謙五郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

予算の実施状況

二、調査の目的

予算の施行の適正を期するため

三、調査の方法

関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和三十四年七月二日

予算委員長 小川 半次

衆議院議長加藤謙五郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

行政機構並びにその運営に関する事項

二、恩給及び法制一般に関する事項

三、国防の防衛に関する事項

四、公務員の制度及び給与に関する事項

五、栄典制度調査並びに栄典法案起草に関する事項

二、調査の目的

一、国の行政の改善に資するため

二、公務員の制度及び給与の適正を図るため

昭和三十四年七月二日

予算委員長 小川 半次

衆議院議長加藤謙五郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

行政機構並びにその運営に関する事項

二、恩給及び法制一般に関する事項

三、国防の防衛に関する事項

四、公務員の制度及び給与に関する事項

五、栄典制度調査並びに栄典法案起草に関する事項

二、調査の目的

一、国の行政の改善に資するため

二、公務員の制度及び給与の適正を図るため

三、栄典制度調査並びに栄典法案起草に関する事項

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和三十四年七月三日

外務委員長 小澤佐重吉

衆議院議長加藤謙五郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、厚生関係及び労働関係の基本施策に関する事項

二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和三十四年七月三日

外務委員長 小澤佐重吉

衆議院議長加藤謙五郎殿

国政調査承認要求書

昭和三十四年七月三日

内閣委員長 福田 一

衆議院議長加藤謙五郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国際情勢に関する事項

二、調査の目的

国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため

三、調査の方法

関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和三十四年七月三日

外務委員長 小澤佐重吉

衆議院議長加藤謙五郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、厚生関係及び労働関係の基本施策に関する事項

二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和三十四年七月三日

外務委員長 小澤佐重吉

衆議院議長加藤謙五郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、厚生関係及び労働関係の基本施策に関する事項

二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和三十四年七月三日

社会労働 永山 忠則
委員長
衆議院議長加藤謙五郎君

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、通商産業の基本施策に関する事項

二、経済総合計画に関する事項

三、電気及びガスに関する事項

四、鉱業、鉄鋼業、化学工業、機械工業その他一般鉱工業に関する事項

五、繊維産業に関する事項

六、通商に関する事項

七、中小企業に関する事項

八、特許に関する事項

九、私的独占禁止及び公正取引に関する事項

十、鉱業と一般公益との調整等に関する事項

二、調査の目的

一、日本経済の総合的基本施策の樹立並びに総合調整のため

二、通商産業行政の実状を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和三十四年七月三日

商工委員長 中村 幸八
衆議院議長加藤謙五郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、陸運に関する事項

二、海運に関する事項

三、航空に関する事項

四、日本国有鉄道の経営に関する事項

五、港湾に関する事項

六、海上保安に関する事項

七、観光に関する事項

八、気象に関する事項

二、調査の目的

右各事項の実状並びに行政を調査し、その合理化及び振興に関する対策を樹立するため

三、調査の方法

関係各方面より説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和三十四年七月三日

運輸委員長 平井 義一
衆議院議長加藤謙五郎殿

昭和三十四年七月三日 衆議院會議録第七号(その一)

官報

号外 昭和三十四年七月三日

第三十二回 衆議院會議録 第七号(その二)

本期国会において衆議院に提出された議案、請願、緊急質問、国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件、国家公務員の任命について同意又は事後承認を求めるの件の総数及びその結果

内閣提出法律案 二件 成立

議員提出議案 七件

内

法律案 一件 本院閉会中

審査

規則案 一件 可決

重要動議 五件 可決

本院において前国会から継続した議案 三十九件

内

内閣提出法律案 六件 閉会中審査

査

議員提出法律案 二十五件 閉会中審査

中審査

決算その他 八件

内

閉会中審査 七件

委員会審査未了 一件

請願 百十二件(五百八十四通)

内

採択、内閣送付 八十八件(五百四十七通)

委員会不採択 一件

委員会審査未了 二十三件(三十六通)

緊急質問 二件 口頭答弁

国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件 六件 可決

国家公務員の任命について同意又は事後承認を求めるの件 七件

内

同意 四件

事後承認 三件

内

事後承認 三件

事後承認 三件

事後承認 三件

事後承認 三件

事後承認 三件

事後承認 三件

事後承認 三件

事後承認 三件

事後承認 三件

事後承認 三件

事後承認 三件

事後承認 三件

事後承認 三件

事後承認 三件

事後承認 三件

事後承認 三件

事後承認 三件

○議長の報告

(継続審査及び継続調査の議決通知)

一、今三日本院は閉会中次の通り委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(石橋政嗣君外二十二名提出、第三十三回国会衆議院第六九号)

内閣委員会

一、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(石橋政嗣君外二十二名提出、第三十三回国会衆議院第六九号)

内閣委員会

一、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(石橋政嗣君外二十二名提出、第三十三回国会衆議院第六九号)

内閣委員会

一、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(石橋政嗣君外二十二名提出、第三十三回国会衆議院第六九号)

内閣委員会

一、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(石橋政嗣君外二十二名提出、第三十三回国会衆議院第六九号)

内閣委員会

六、交通犯罪に関する件
七、青少年犯罪に関する件
八、売春防止法の施行に関する件
外務委員会
一、国際情勢に関する件
大蔵委員会
一、昭和三十四年度米穀について
の所得税の臨時特例に関する法律案(芳賀貢君外二十七名提出、衆議院第一号)
二、所得税法の一部を改正する法律案(佐藤親次郎君外十二名提出、第三十三回国会衆議院第六九号)
三、所得税法の一部を改正する法律案(平岡忠次郎君外六名提出、第三十三回国会衆議院第五九号)
四、厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十三回国会衆議院第一六七号)
五、税制に関する件
六、金融に関する件
七、外国為替に関する件
八、国有財産に関する件
九、専売事業に関する件
一〇、印刷事業に関する件
一一、造幣事業に関する件
一二、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する件
文教委員会
一、日本学校安全会法案(内閣提出、第三十三回国会衆議院第一二七号)

二、国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律案(山崎始男君外三名提出、第三十三回国会衆議院第四号)
三、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(白井莊一君外七名提出、第三十三回国会衆議院第四九号)
四、市町村立学校職員給与負担法等の一部を改正する法律案(辻原弘市君外三名提出、第三十三回国会衆議院第五二二号)
五、教育、学術、文化及び宗教に関する件
社会労働委員会
一、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(勝岡田清一君外十四名提出、第三十三回国会衆議院第七号)
二、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(勝岡田清一君外十四名提出、第三十三回国会衆議院第八号)
三、失業保険金の給付日数に関する臨時措置法案(多賀谷貞穂君外十三名提出、第三十三回国会衆議院第九号)
四、クリーニング業法の一部を改正する法律案(大石武一君外九名提出、第三十三回国会衆議院第五七号)

昭和三十四年七月三日 衆議院會議録第七号(その二) 本期国会において衆議院に提出された議案等の総数及びその結果 議長報告

五、健康保険法、労働者災害補償保険法、失業保険法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案(多賀谷眞穂君外十三名提出、第三十一回国会衆法第六一号) 六、政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律案(五島虎雄君外十三名提出、第三十一回国会衆法第六二号) 七、職業訓練法の一部を改正する法律案(五島虎雄君外十三名提出、第三十一回国会衆法第六五号) 八、船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十一回国会衆法第一六八号) 九、医療法の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十一回国会衆法第一八三号) 一〇、厚生関係及び労働関係の基本施策に関する件 一一、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件 一二、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件 農林水産委員会 一、農家負債整理資金融通特別措置法案(芳賀貢君外十名提出、第三十一回国会衆法第三号)	二、飼料供給安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十三名提出、第三十一回国会衆法第四一号) 三、農産物価格安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十三名提出、第三十一回国会衆法第四二号) 四、水産業改良助長法案(赤路友蔵君外十七名提出、第三十一回国会衆法第四五号) 五、漁業協同組合整備特別措置法案(赤路友蔵君外十七名提出、第三十一回国会衆法第四六号) 六、てん菜生産振興臨時措置法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外二十名提出、第三十一回国会衆法第四七号) 七、蘭糸価格安定法の一部を改正する法律案(栗原俊夫君外十六名提出、第三十一回国会衆法第五五号) 八、養鶏振興法案(内閣提出、第三十一回国会衆法第一八五号) 九、農林水産物の振興に関する件 一〇、農林水産物に関する件 一一、農林水産業団体に関する件 一二、農林水産金融に関する件 一三、農林漁業災害に関する件 商工委員会 一、通商産業の基本施策に関する件 二、経済総合計画に関する件	三、電気及びガスに関する件 四、鉱業、鉄鋼業、化学工業、機械工業その他一般鉱工業に関する件 五、繊維産業に関する件 六、通商に関する件 七、中小企業に関する件 八、特許に関する件 九、私的独占禁止及び公正取引に関する件 一〇、鉱業と一般公益との調整等に関する件 運輸委員会 一、陸運に関する件 二、海運に関する件 三、航空に関する件 四、日本国有鉄道の経営に関する件 五、港湾に関する件 六、海上保安に関する件 七、観光に関する件 八、気象に関する件 通信委員会 一、郵政事業に関する件 二、郵政監察に関する件 三、電気通信に関する件 四、電波監理及び放送に関する件 建設委員会 一、国土計画に関する件 二、都市計画に関する件 三、災害対策に関する件 四、道路、河川及び住宅に関する件	予算委員会 一、予算の実施状況に関する件 決算委員会 昭和三十一年度一般会計歳入歳出決算 昭和三十一年度特別会計歳入歳出決算 昭和三十一年度国税収納金整理資金受払計算書 昭和三十一年度政府関係機関決算書 昭和三十一年度一般会計歳入歳出決算 昭和三十一年度特別会計歳入歳出決算 昭和三十一年度国税収納金整理資金受払計算書 昭和三十一年度政府関係機関決算書 昭和三十一年度国有財産増減及び現在額総計算書 昭和三十一年度国有財産無償貸付状況総計算書 昭和三十一年度国有財産無償貸付状況総計算書 現在額総計算書 八、歳入歳出の実況に関する件 九、国有財産の増減及び現況に関する件	一〇、政府関係機関の経理に関する件 議院運営委員会 一、国会法等改正に関する件 二、議長よりの諮問事項 三、その他議院運営委員会の所管に属する事項 懲罰委員会 一、懲罰制度に関する件 公職選挙法改正に関する調査特別委員会 一、公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、第三十一回国会衆法第一八号) 二、公職選挙法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外六名提出、第三十一回国会衆法第一八号) 三、政治資金規正法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外六名提出、第三十一回国会衆法第一九号) 四、公職選挙法改正に関する件 科学技術振興対策特別委員会 一、科学技術振興対策に関する件 国土総合開発特別委員会 一、東北開発促進法の一部を改正する法律案(日野吉夫君外二十三名提出、第三十一回国会衆法第六四号) 二、臨海地域開発促進法案(川島正次郎君外三名提出、第三十一回国会衆法第六七号) 三、国土総合開発に関する件
---	---	---	--	---

(通知書受領)

一、今三日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

行政機関職員定員法等の一部を改正する法律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

一、今三日松野参議院議長から加藤議長宛、参議院は閉会中次の通り委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会

一、国家行政組織に関する調査

二、国の防衛に関する調査

三、国家公務員制度及び恩給に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、檢察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(第三十一回国会憲法第一七八号)

二、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、教育、文化及び學術に関する調査

社会労働委員会

一、結核医療法案(第三十一回国会参第九号)

二、身体障害者雇用法案(第三十一回国会参第一一七号)

三、保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休業中における代替要員の確保に関する法律案(第三十一回国会参第一三三号)

四、労働情勢に関する調査

五、社会保障制度に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(第三十一回国会参第一二二号)

二、経済の自立と発展に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、昭和三十三年一般会計歳入歳出決算、昭和三十三年特別会計歳入歳出決算、昭和三十三年

年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和三十三年度政府関係機関決算書

二、昭和三十三年度国有財産増減及び現在額総計算書

三、昭和三十三年度国有財産無償貸付状況総計算書

四、昭和三十三年度物品増減及び現在額総計算書

五、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

一、今三日河野参議院事務総長から鈴木事務総長宛、参議院は裁判官彈劾裁判所裁判員土田太郎君、同岡三郎君、同近藤信一君及び同宮城タマヨ君の議員の任期満了に伴う補欠並びに同予備員木下友敬君、同大竹平八郎君の辞任を許可し、その補欠を次の通り選任した。なお、予備員の職務を行ふ順序を頭書のように決定した旨の通知書を受領した。

裁判官彈劾裁判所裁判員

杉浦 武雄君 相澤 重明君
森 元治郎君 大竹平八郎君

同 予備員

第二順位 平島 敏夫君

第三順位 鈴木 強君

第四順位 須藤 五郎君

一、今三日河野参議院事務総長から鈴木事務総長宛、参議院は裁判官訴追

委員山本利寿君、同光村甚助君、同北村暢君、同森八三一君の辞任を許可し、その補欠及び同柴谷要君、同長谷部ひろ君の議員の任期満了に伴う補欠並びに同予備員白木義一郎君の辞任を許可し、その補欠及び同宮澤喜一君、同河合義一君、同市川房枝君の議員の任期満了に伴う補欠を次の通り選任した。なお、予備員の職務を行ふ順序を頭書のように決定した旨の通知書を受領した。

裁判官訴追委員

太田 正孝君 梶原 茂嘉君

片岡 文重君 棚橋 小虎君

平林 剛君 辻 武壽君

同 予備員

第一順位 井川 伊平君

第二順位 林田 正治君

第三順位 成瀬 暢治君

第四順位 横川 正市君

第五順位 奥 むめお君

昭和三十四年七月三日 衆議院會議録第七号(その二)

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(送料別)

発行所
東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段局三二一五五(四線)